

平成 21 年度三番瀬再生実施計画（案）に対する委員からの意見等

1 実施計画（案）本文の修正に関する意見

注 1：「意見」欄において、削除提案箇所は取消線、追加提案箇所はアンダーラインとしている。

注 2：「意見の提案理由」欄は、原則として委員からの原文どおりとしている。

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
第 1 節 干潟・浅海域 1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験 2 淡水導入の検討・試験	竹川委員	<p>「…（中略）…そこで、三番瀬再生会議（評価委員会の検討結果に基づく）や、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会での検討を踏まえ、<u>海と陸との連続性の確保のため、市川市塩浜 2 丁目沿岸から市所有地及び行徳内陸性湿地にかけての有機的、多面的施策の構想に基づき、干潟的環境（干出域等）形成試験については、既存の干潟的環境の活用も選択肢に入れ、関係機関との協議の上、市川市塩浜 2 丁目護岸前面における干潟的環境（干出域等）形成及び淡水導入の試験計画の検討を進めます。</u></p> <p><u>淡水導入については、行徳湿地再整備事業（次節）および、江戸川放水路の改善事業（第 3 節）の課題として具体化に向けて検討を進めます。また、他の場所での干潟環境（干出域等）形成及び淡水導入の試験計画の検討を進めます。」</u></p>	<p>護岸から内陸性湿地に繋がる連続性確保の対策について WG による検討の問題は、再生実現化試験計画等検討委員会の方針となっている。塩浜 2 丁目沿岸の立地特性から本事業（干潟環境形成、淡水導入の検討、試験）の具体化のために欠かせない条件であり、必要な作業である。</p>	<p>修正の必要はないと考えます。</p> <p>「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」で十分に検討されていない内容を、試験計画検討の前提として記述することは適当ではないと考えております。</p> <p>なお、本実施計画（案）は、検討委員会の意見を聴いた上で取りまとめたものです。</p> <p>【地域づくり推進課】</p>

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
第2節 生態系・鳥類 1 行徳湿地再整備事業	竹川委員	<p>「…(中略)…そこで、三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や湿地への淡水導入促進による汽水域化を図る、さらに三番瀬への水道を通すことにより汽水域の拡大を図る施設の整備内容を検討するための調査を実施するとともに、学識経験者、NPO、市川市、県関係機関等による行徳内陸性湿地再整備検討協議会において、具体的な検討を行います。行うと共に、事業の推進体制を強化するために専門的なWGを設置します。」</p> <p>「1 生物生息環境調査 海水交換を促進する施設の整備を行った場合の水位変動増大等に伴う潮間帯に生息する生物への影響を調査します。 2 三番瀬に通ずる水道設置の検討・調査 <u>三番瀬再生実現化試験等検討委員会で具体化されるWGと連携して推進を図ります。</u> 2-3 検討協議会及びWGの開催 施設の整備内容等について、行徳内陸性湿地再整備検討協議会及びWGでの検討を行います。」 (以下、項目番号を繰り下げ修正)</p>	<p>第1節の意見、理由の趣旨と同じである。特に三番瀬海域環境の改善のためには、汽水域の拡大、青潮や江戸川放水などから漁業資源を守る場所、高潮防護の遊水地などの機能などの面についても検討する必要があると思う。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえた修正が可能です。</p> <p>「…(中略)…そこで、三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や湿地への淡水導入促進による汽水域化を図る施設の整備内容を検討するための調査を実施するとともに、学識経験者、NPO、市川市、県関係機関等による行徳内陸性湿地再整備検討協議会及び協議会内部に20年度に設置したWGを継続して運営し、具体的な検討を行います。</p> <p>1 生物生息環境調査 海水交換を促進する施設の整備を行った場合の水位変動増大等に伴う潮間帯に生息する生物への影響を調査します。 2 検討協議会及びWGの開催 施設の整備内容等について、行徳内陸性湿地再整備検討協議会及びWGでの検討を行います。」</p> <p style="text-align: right;">【自然保護課】</p>

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
2 三番瀬自然環境調査事業	竹川委員	<p>「…(中略)…そこで、三番瀬再生会議(評価委員会の検討結果に基づく)からの意見を踏まえ、生物とそれを取り巻く環境についての定期的な調査を行います。</p> <p><u>22年度に行う三番瀬の自然環境の総合解析、及び三番瀬再生の諸施策に必要な調査として、補足調査以来実施されていない塩浜前面海域(猫実川河口域)の生物浄化力調査と、同海域の地形変化の状況調査を重点的に実施します。」</u></p>	<p>護岸工事を中心とした調査・モニタリングとは別に、塩浜前面の海域は生物多様性の貴重な保全海域とされてきたが、その基盤である泥底地形や、生物浄化力の調査は未実施。</p>	<p>修正の必要はないと考えます。</p> <p>平成22年度の総合解析において、三番瀬の自然環境に重要な変動があったのか、最終的な結論を出すことになるものと考えています。</p> <p>その総合解析において三番瀬の自然環境に重要な変動があった場合は、必要に応じ調査の実施の検討を考えていますので、平成21年度での追加調査の必要はないものと考えます。</p> <p>【自然保護課】</p>
3 生物多様性の回復のための目標生物調査事業	後藤委員	<p>「生物多様性の回復の度合い、<u>三番瀬再生の目標を県民にわかりやすく示すため、当面の再生の目標として、回復の目安となる生物種(目標生物種)の選定等を行なう事が必要です。また、目標生物選定の過程で、生物の生息環境、生活史等の情報を整理します。</u></p> <p><u>そこで、20年度に選定する予定の目標生物について、各種検討委員会等への情報提供を行います。目標生物種を回復させるための環境条件、生態系等を共通認識として共有した上で、再生の目標とプロセスを明確にし、具体的な再生事業に反映させていきます。</u></p>	<p>目標生物の選定には、生物の生息環境や生態系の整理等のプロセスが重要。</p> <p>また、目標生物の選定は、三番瀬再生の目標やプロセスを明確にし、共有するための事業なので、十分に議論、検討した上で、それを三番瀬の再生に具体的に反映させていく必要がある。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえた修正が可能です。</p> <p>「生物多様性の回復の度合いを県民に分かりやすく示すため、再生の目標として、回復の目安となる生物種の生息環境、生活史等の情報を整理し、目標生物種の選定を行う事が必要です。</p> <p>そこで、選定した目標生物種について、各種検討委員会等において具体的な再生事業の検討における重要な要素の一つとして取り扱われるよう情報の共有を図っていきます。」</p> <p>【自然保護課】</p>

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
<p>第3節 漁業 1 豊かな漁場への改善方法の検討 (意見：下を追加) <u>江戸川放水路改善のための検討・調査</u></p>	<p>竹川委員</p>	<p>冒頭に追加 「<u>三番瀬漁業にとって江戸川放水路の存在は台風、大雨時の度に著しい被害をもたらす原因であり、その改善が急務である。行徳可動堰の改修は国の事業であるが、県の道路事業とも関連しており、共同の体制作りが課題と言われている。可動堰設備も老朽化が進行し待った無しの状況にある。改修計画によれば恒常的な適度の淡水供給、土砂供給が図られるとされている。自治体、漁業者と共に住民の強い働きかけと、そのための調査を本年度の漁場改善の第一の課題としたい。</u> 三番瀬周辺海域は、地形、海況等の変化により、漁場としての機能が低下していることから、三番瀬の漁場特性を整理し、小区画ごとに改善方向を検討していくことが必要です。 そこで、…（後略）…」</p>	<p>三番瀬と漁業の再生にとって主要な命題とされてきたが、所轄の行政組織とか、事業規模等から、手に負えない事業として対象から除外されてきた。可動堰事故すら予測される状況であり、県、市、漁業者、住民の立場から、ぜひ21年度に取り組む再生事業に挙げて欲しい。</p>	<p>修正の必要はないと考えます。 現在、行徳可動堰の開門により漁業被害が生じた場合には、関係漁協と共同でアサリの斃死状況を調査するなどして対応しています。 【水産課】</p>

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
8 漁業者と消費者を結ぶ取組	三橋委員	<p>(原文) 「…(中略)…そこで、県下全域の取組みとの整合を図りつつ、「千産千消」やブランドづくりの取組み等、漁業者による三番瀬の漁業に関わる情報発信を支援して消費者との結びつきを深めていきます。」</p> <p>(意見) 「千産千消」の事業内容に「県下全域の取組みとの整合性」とあるが、海苔においては県漁連による共販制度が「三番瀬」ブランドに難色を示しているとのことだが、消費者目線での取組みを計画する必要性に触れること。</p>		<p>修正の必要はないと考えます。</p> <p>ノリの共販制度は、検査・格付けを通して千葉県産ノリの全国的な地位を保ち生産者の「良いノリを作る」という意識醸成を図ることに加え、消費者に優れた品質のノリを届けようとする漁業関係者の意識に基づいているもので、「三番瀬」ブランドを否定するものではありません。 【水産課】</p>
第4節 水・底質環境 2 三番瀬周辺の県の管理する河川の再生の検討	三橋委員	<p>(原文) 「水循環系の再生のため、三番瀬周辺の県の管理する河川において、多自然化等、再生の検討を行なう必要があります。」</p> <p>そこで、20年度の整理結果を踏まえ、個別の河川において、多自然化等、再生の検討を行います。</p> <p>(意見) 「県の管理する河川」の範疇を広げる表現に変えること。例として「三番瀬再生に必要な河川」等。</p>		<p>修正の必要はないと考えます。</p> <p>千葉県三番瀬再生計画(事業計画)は、「県が行う事業」について記載しており、「県以外が実施するもの」については、基本計画との整合性につき配慮を要請していくこととしています。 【地域づくり推進課】</p>

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
6 青潮関連情報 発信事業	工藤委員	<p>3として以下を追加</p> <p><u>3 水質調査船による調査結果を用いてシミュレーションの結果を検証し、シミュレーションの確度向上に努めます。</u></p>	<p>シミュレーション結果を公表して良しとするだけでは無責任。シミュレーション結果は入力データ次第でいかようにも改善される性質があることから、検証・改善の繰り返しは必須事項。ただし、これをするしないは事務局の覚悟次第なので、検討いただきたい。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえた修正が可能です。</p> <p>「2 漁場環境の調査及び情報の提供 (1) 貧酸素水塊調査 (2) のり漁場環境調査 (3) 情報の提供 ア 貧酸素水塊情報 イ のり漁況速報 シミュレーションについては、水質調査船を含む関係機関からの情報を収集して適時結果を検証するなど、確度向上に努めます。」</p> <p>【水産課】(水質保全課)</p>

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
<p>第5節 海と陸との連続性・護岸 3 自然再生（湿地再生）事業</p>	<p>竹川委員</p>	<p>「…（中略）…そこで、市川市塩浜地区の市川市所有地において、検討委員会の検討を踏まえ、塩浜護岸の改修や地元市・関係機関等との協議調整を図りながら、自然再生（湿地再生）の基本設計を進めます。</p> <p>また、自然再生の実現を図るため地元市や関係機関と協議を進めます。<u>第1節の再生実現試験計画等検討委員会の方針により設置されるWGに県、市川市も主体的に参加し、三番瀬再生事業の目玉となるような具体化に向けて集中的な取り組みを推進します。</u>」</p>	<p>市川市は所有地での湿地再生について、財政問題と、県側の方針待ちのようであり、進展しない原因と考えられる。市としては、湿地再生、自然環境の場づくりの構想は柔軟のようである。</p>	<p>修正の必要はないと考えます。</p> <p>「また、自然再生の実現を図るため地元市や関係機関と協議を進めます。」は、前段に記載した市川市所有地の取り組みに加えて、その他の地区についての取り組みを記載したものです。</p> <p>また、市川市所有地の具体的な取り組み、進め方は検討委員会の中で検討されるものと考えられ、「検討委員会の検討を踏まえ、…地元市…等との協議調整を図りながら、」と記載しています。</p> <p>関係する検討委員会との調整は、積極的に進めていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【地域づくり推進課】</p>

2 その他の意見（実施計画案の事業実施に当たっての県に対する要望など）注：原則として委員からの原文どおりとしている。

項目	委員名	意見	意見の提案理由	県の考え方
第2節 生態系・鳥類 3 生物多様性の回復のための目標生物調査事業	後藤委員	三番瀬の再生の目標やプロセスを共通認識にするため、県としては全庁的な位置づけをする必要がある。 また、三番瀬再生会議の下で検討する委員会の設置が不可欠。	三番瀬の再生の目標やプロセスを共通認識にするためには、課や各委員会を超えた取り組みが必要で、その枠組みを明確にしておく必要があるため。また、評価委員会でも目標や再生のプロセスの議論が必要との意見が提出されている。	そのような観点も含めて、再生会議で御議論をいただきたいと考えています。 【自然保護課】
21年度各事業計画の検討の前に共通する論点（円滑、効果的な論議を行うために）	竹川委員	20年度事業の到達点の確認が曖昧である。右欄「事業の進捗状況」は「参考事項」として扱われては済まされない。		再生事業はPDCAサイクルに則り進めることとしていることから、事業の進捗状況を記載したものです。なお、20年度事業は、現時点での状況を記載しています。 【地域づくり推進課】
		各事業は、再生事業の重要課題に照らして総合的、有機的に検討されなくてはならない。地域別の特性に即した再生事業でなくてはならない。		そのような観点も含めて、再生会議で御議論をいただきたいと考えております。 【地域づくり推進課】